

令和6年さぬき市議会第1回定例会議案

令和6年2月27日提出

市長提出議案

- 議案第3号 令和6年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第4号 令和6年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 令和6年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第6号 令和6年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第7号 令和6年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第8号 令和6年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第9号 令和6年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第10号 令和6年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第11号 令和6年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第12号 令和6年度さぬき市下水道事業会計予算について
- 議案第13号 令和6年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第14号 さぬき市大串自然公園条例の制定について
- 議案第15号 さぬき市細川林谷記念館条例の制定について
- 議案第16号 さぬき市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 さぬき市監査委員条例等の一部改正について
- 議案第18号 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 さぬき市保育所条例等の一部改正について
- 議案第26号 さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第27号 さぬき市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第28号 さぬき市介護保険条例の一部改正について

- 議案第 29 号 さぬき市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第 30 号 さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第 31 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 議案第 32 号 令和 5 年度さぬき市一般会計補正予算（第 14 号）について
- 議案第 33 号 令和 5 年度さぬき市一般会計補正予算（第 15 号）について
- 議案第 34 号 令和 5 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 35 号 令和 5 年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 36 号 令和 5 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 37 号 令和 5 年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 38 号 令和 5 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 3 号

令和 6 年度さぬき市一般会計予算について

令和 6 年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和 6 年度さぬき市一般会計予算

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

第 2 表 債 務 負 担 行 為

第 3 表 地 方 債

令和6年度さぬき市一般会計予算

令和6年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 市 税		5, 028, 068
	5. 市 民 税	2, 110, 189
	10. 固 定 資 産 税	2, 429, 405
	15. 軽 自 動 車 税	206, 474
	20. 市 た ば こ 税	282, 000
10. 地 方 譲 与 税		240, 474
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	60, 000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	160, 000
	20. 森 林 環 境 譲 与 税	20, 474
15. 利 子 割 交 付 金		6, 000
	5. 利 子 割 交 付 金	6, 000
16. 配 当 割 交 付 金		30, 000
	5. 配 当 割 交 付 金	30, 000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		20, 000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20, 000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		1, 100, 000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	1, 100, 000
19. 法 人 事 業 税 交 付 金		80, 000
	5. 法 人 事 業 税 交 付 金	80, 000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35, 000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35, 000
31. 環 境 性 能 割 交 付 金		30, 000
	5. 環 境 性 能 割 交 付 金	30, 000
33. 地 方 特 例 交 付 金		216, 000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	216, 000
35. 地 方 交 付 税		8, 590, 000

(単位：千円)

款	項	金 額
	5. 地 方 交 付 税	8,590,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,500
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,500
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		205,916
	5. 分 担 金	1
	10. 負 担 金	205,915
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		347,502
	5. 使 用 料	201,697
	10. 手 数 料	145,805
55. 国 庫 支 出 金		2,304,549
	5. 国 庫 負 担 金	1,874,904
	10. 国 庫 補 助 金	419,703
	15. 委 託 金	9,942
60. 県 支 出 金		1,685,265
	5. 県 負 担 金	987,018
	10. 県 補 助 金	594,021
	15. 県 委 託 金	104,226
65. 財 産 収 入		72,479
	5. 財 産 運 用 収 入	69,399
	10. 財 産 売 払 収 入	3,080
70. 寄 附 金		520,000
	5. 寄 附 金	520,000
75. 繰 入 金		3,467,369
	5. 特 別 会 計 繰 入 金	15,408
	10. 基 金 繰 入 金	3,451,961
80. 繰 越 金		30,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	5. 繰 越 金	30,000
85. 諸 収 入		478,778
	5. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	7,621
	10. 市 預 金 利 子	500
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	251,642
	25. 雑 入	219,015
90. 市 債		1,687,100
	5. 市 債	1,687,100
歳 入	合 計	26,180,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 議 会 費		222,035
	5. 議 会 費	222,035
10. 総 務 費		3,357,541
	5. 総 務 管 理 費	2,916,660
	10. 徴 税 費	278,737
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	135,472
	20. 選 挙 費	1,523
	25. 統 計 調 査 費	9,118
	30. 監 査 委 員 費	16,031
15. 民 生 費		7,905,307
	5. 社 会 福 祉 費	4,343,633
	10. 児 童 福 祉 費	3,140,039
	15. 生 活 保 護 費	421,635
20. 衛 生 費		2,472,225
	5. 保 健 衛 生 費	983,414
	10. 清 掃 費	907,758
	15. 上 水 道 費	52,815
	20. 病 院 費	528,238
25. 労 働 費		5,782
	5. 労 働 費	5,782
30. 農 林 水 産 業 費		716,570
	5. 農 業 費	560,526
	10. 林 業 費	49,819
	15. 水 産 業 費	106,225
35. 商 工 費		433,226
	5. 商 工 費	433,226

(単位：千円)

款	項	金 額
40. 土 木 費		2,798,105
	5. 土 木 管 理 費	227,243
	10. 道 路 橋 梁 費	758,449
	15. 河 川 費	176,178
	20. 港 湾 費	16,479
	25. 都 市 計 画 費	1,502,171
	30. 住 宅 費	117,585
45. 消 防 費		994,120
	5. 消 防 費	994,120
50. 教 育 費		3,098,541
	5. 教 育 総 務 費	682,551
	10. 小 学 校 費	491,630
	15. 中 学 校 費	127,367
	20. 幼 稚 園 費	359,560
	30. 社 会 教 育 費	847,682
	35. 保 健 体 育 費	589,751
55. 災 害 復 旧 費		16
	5. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	12
	10. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4
60. 公 債 費		3,372,160
	5. 公 債 費	3,372,160
65. 諸 支 出 金		754,372
	5. 基 金 費	587,372
	20. 開 発 公 社 費	167,000
99. 予 備 費		50,000
	99. 予 備 費	50,000

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 出	合 計	26,180,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
公共施設一括ＬＥＤ化業務委託料	令和６年度から 令和７年度まで	１０１，０００千円
志度音楽ホール改修工事	令和６年度から 令和７年度まで	４０８，０００千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎施設整備事業	3, 1 0 0	普通貸借 又は 証券発行	4. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
防災施設整備事業	1 5, 4 0 0			
公共施設整備事業	1 1 5, 2 0 0			
社会福祉施設整備事業	3 3, 5 0 0			
水道整備事業	5 2, 4 0 0			
し尿処理施設整備事業	1 2 7, 3 0 0			
火葬場施設整備事業	7, 3 0 0			
農業施設整備事業	6 3, 6 0 0			
漁港施設整備事業	3 1, 5 0 0			
観光施設整備事業	2 8, 4 0 0			
道路橋梁整備事業	5 3 5, 7 0 0			
河川整備事業	7 6, 5 0 0			
住宅整備事業	3 8, 6 0 0			
港湾整備事業	4 0, 3 0 0			
海岸整備事業	9, 0 0 0			
消防施設整備事業	1 3 4, 6 0 0			
小学校整備事業	1 1 1, 4 0 0			
中学校整備事業	9, 6 0 0			
社会教育施設整備事業	1 1 8, 7 0 0			
過疎地域持続的発展特別事業	3 5, 0 0 0			
臨時財政対策債	1 0 0, 0 0 0			
合 計	1, 6 8 7, 1 0 0			

議案第 4 号

令和 6 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和6年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,505,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 国 民 健 康 保 険 税		696,873
	5. 国 民 健 康 保 険 税	696,873
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		370
	5. 手 数 料	370
15. 国 庫 支 出 金		1
	10. 国 庫 補 助 金	1
17. 県 支 出 金		4,271,854
	10. 県 補 助 金	4,271,853
	15. 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
35. 財 産 収 入		1,285
	5. 財 産 運 用 収 入	1,285
40. 繰 入 金		499,951
	5. 繰 入 金	349,951
	10. 基 金 繰 入 金	150,000
45. 繰 越 金		20,000
	5. 繰 越 金	20,000
50. 諸 収 入		15,266
	5. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	8,755
	15. 雑 入	6,511
歳 入	合 計	5,505,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		40,804
	5. 総 務 管 理 費	27,316
	10. 徴 税 費	13,341
	15. 運 営 協 議 会 費	90
	20. 趣 旨 普 及 費	57
10. 保 険 給 付 費		4,190,037
	5. 療 養 諸 費	3,605,033
	10. 高 額 療 養 費	571,898
	15. 移 送 費	100
	20. 出 産 育 児 諸 費	10,005
	25. 葬 祭 諸 費	3,000
	30. 傷 病 手 当 金	1
18. 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,149,972
	5. 医 療 給 付 費 分	798,146
	10. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	270,410
	15. 介 護 納 付 金 分	81,416
25. 保 健 事 業 費		75,459
	5. 保 健 事 業 費	14,541
	10. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	60,918
30. 公 債 費		834
	5. 公 債 費	834
35. 諸 支 出 金		18,494
	5. 償 還 金 及 び 還 付 金	7,161
	10. 積 立 金	1,285
	15. 直 診 勘 定 繰 出 金	10,048
99. 予 備 費		30,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	99. 予 備 費	30,000
△. 共 同 事 業 拠 出 金		-
	△. 共 同 事 業 拠 出 金	-
歳 出	合 計	5,505,600

議案第 5 号

令和 6 年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和6年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ986,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		717,764
	5. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	717,764
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		100
	10. 手 数 料	100
15. 繰 入 金		267,900
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	267,900
17. 繰 越 金		1
	5. 繰 越 金	1
20. 諸 収 入		735
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	10. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	733
歳 入	合 計	986,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		6,588
	5. 総 務 管 理 費	3,393
	10. 徴 収 費	3,195
10. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		978,679
	5. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	978,679
15. 諸 支 出 金		733
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	733
99. 予 備 費		500
	99. 予 備 費	500
歳 出	合 計	986,500

議案第 6 号

令和 6 年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和 6 年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 3 2 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 保 険 料		1, 320, 300
	5. 介 護 保 険 料	1, 320, 300
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		1, 922
	5. 手 数 料	1, 922
15. 国 庫 支 出 金		1, 512, 509
	5. 国 庫 負 担 金	1, 092, 000
	10. 国 庫 補 助 金	420, 509
20. 支 払 基 金 交 付 金		1, 672, 981
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1, 672, 981
25. 県 支 出 金		884, 253
	5. 県 負 担 金	858, 000
	10. 県 補 助 金	26, 253
30. 財 産 収 入		1, 948
	5. 財 産 運 用 収 入	1, 948
35. 繰 入 金		915, 487
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	915, 487
	△. 基 金 繰 入 金	-
40. 繰 越 金		10, 527
	5. 繰 越 金	10, 527
45. 諸 収 入		73
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	71
	15. 雑 入	2
歳 入	合 計	6, 320, 000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		79,365
	5. 総 務 管 理 費	15,533
	10. 徴 収 費	2,132
	15. 介 護 認 定 審 査 会 費	61,700
10. 保 険 給 付 費		6,000,000
	5. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,000,000
12. 地 域 支 援 事 業 費		204,518
	10. 包 括 的 支 援 事 業 等 費	13,667
	15. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	166,276
	20. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	24,575
20. 基 金 積 立 金		15,266
	5. 基 金 積 立 金	15,266
25. 公 債 費		411
	5. 公 債 費	411
30. 諸 支 出 金		15,440
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,745
	10. 一 般 会 計 繰 出 金	13,695
99. 予 備 費		5,000
	99. 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	6,320,000

議案第 7 号

令和 6 年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和6年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

令和6年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. サービス収入		29,959
	5. 介護予防費収入	29,959
15. 繰越金		9,041
	5. 繰越金	9,041
歳 入	合 計	39,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		38,075
	5. 介 護 予 防 支 援 事 業 費	38,075
99. 予 備 費		925
	99. 予 備 費	925
歳 出 合 計		39,000

議案第 8 号

令和 6 年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和6年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

令和6年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 診 療 報 酬		2,962
	5. 外 来 報 酬	2,962
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		79
	5. 手 数 料	19
	10. 使 用 料	60
15. 繰 入 金		7,374
	5. 他 会 計 繰 入 金	7,374
20. 繰 越 金		300
	5. 繰 越 金	300
25. 諸 収 入		85
	5. 受 託 事 業 収 入	47
	10. 雑 入	38
歳 入 合 計		10,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		10,174
	5. 施 設 管 理 費	10,174
10. 医 業 費		326
	5. 医 業 費	326
99. 予 備 費		300
	99. 予 備 費	300
歳 出	合 計	10,800

議案第 9 号

令和 6 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和6年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

令和6年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 診 療 報 酬		96,748
	5. 外 来 報 酬	96,748
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		616
	5. 手 数 料	616
12. 財 産 収 入		47
	5. 財 産 運 用 収 入	47
15. 繰 入 金		15,884
	5. 他 会 計 繰 入 金	5,489
	10. 基 金 繰 入 金	10,395
20. 繰 越 金		1
	5. 繰 越 金	1
25. 諸 収 入		1,904
	5. 受 託 事 業 収 入	1,805
	10. 雑 入	99
歳 入 合 計		115,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		87,193
	5. 施 設 管 理 費	87,193
10. 医 業 費		27,707
	5. 医 業 費	27,707
99. 予 備 費		300
	99. 予 備 費	300
歳 出	合 計	115,200

議案第 10 号

令和 6 年度さぬき市観光事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議
会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市観光事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和6年度さぬき市観光事業特別会計予算

令和6年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 繰 入 金		23,682
	5. 繰 入 金	23,682
10. 繰 越 金		100
	5. 繰 越 金	100
15. 諸 収 入		418
	10. 雑 入	418
歳 入 合 計		24,200

(歳 出)
 (単位：千円)

款	項	金 額
5. 事業費		24,200
	5. 事業費	24,200
歳 出	合 計	24,200

議案第 11 号

令和 6 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

令和 6 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

令和 6 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

令和 6 年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 4, 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 財 産 収 入		90,000
	10. 財 産 売 払 収 入	90,000
10. 繰 入 金		3,087
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	3,087
15. 繰 越 金		1,713
	5. 繰 越 金	1,713
歳 入	合 計	94,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		94,800
	5. 事 業 費	94,800
△. 予 備 費		—
	△. 予 備 費	—
歳 出	合 計	94,800

議案第 12 号

令和 6 年度さぬき市下水道事業会計予算について

令和 6 年度さぬき市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和6年度

さぬき市下水道事業会計予算書

香川県さぬき市

令和6年度さぬき市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度さぬき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	9,017	戸
(2) 年 間 有 収 水 量	2,000	千m ³
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠建設改良費	203,700	千円
ロ ポンプ場建設改良費	91,700	千円
ハ 処理場建設改良費	182,500	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収 入]

第1款 下水道事業収益	1,870,000	千円
第1項 営 業 収 益	649,839	千円
第2項 営 業 外 収 益	1,220,161	千円

[支 出]

第1款 下水道事業費用	1,870,000	千円
第1項 営 業 費 用	1,752,035	千円
第2項 営 業 外 費 用	114,815	千円
第3項 特 別 損 失	650	千円
第4項 予 備 費	2,500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額630,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,219千円、当年度分損益勘定留保資金603,781千円で補てんするものとする。)

[収 入]

第1款	資本的収入	799,000	千円
第1項	企 業 債	296,700	千円
第2項	他 会 計 出 資 金	330,000	千円
第3項	補 助 金	155,700	千円
第4項	分担金及び負担金	600	千円
第5項	その他の資本的収入	16,000	千円

[支 出]

第1款	資本的支出	1,429,000	千円
第1項	建 設 改 良 費	503,410	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	925,590	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道処理場汚泥処分等手数料	令和7年度	30,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	千円 296,700	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 83,564 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、720,000千円である。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 13 号

令和 6 年度さぬき市病院事業会計予算について

令和 6 年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和 6 年 度

さぬき市病院事業会計予算書及び予算に関する説明書

香 川 県 さ ん き 市

令和6年度さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事業	当年度	前年度	増減
1 業務量	病院事業	(1) 病床数	179床	179床	0床
		ア 一般病床	175床	175床	0床
		イ 感染症病床	4床	4床	0床
		(2) 診療日数	243日	243日	0日
		(3) 患者数	179,166人	178,344人	822人
		ア 入院患者	54,750人	54,900人	△150人
		(1日平均)	150.0人	150.0人	0.0人
		イ 外来患者	124,416人	123,444人	972人
		(1日平均)	512.0人	508.0人	4.0人
		(4) 手術件数	1,000件	1,000件	0件
2 資本的支出	建設改良計画	(1) 病院増改築事業費	83,446千円	14,718千円	68,728千円
		(2) 設備更新費	10,000千円	10,000千円	0千円

	(2) 資産購入費	137,482 千円	225,306 千円	△87,824 千円
3 職 員 計 画	損益勘定所属職員	417 人	437 人	△20 人

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款	病院事業収益	5, 4 2 6, 1 9 4 千円
第 1 項	医 業 収 益	4, 8 7 0, 2 9 8 千円
第 2 項	医 業 外 収 益	5 5 5, 8 6 6 千円
第 3 項	特 別 利 益	3 0 千円
	支	出
第 1 款	病院事業費用	5, 7 0 4, 6 9 9 千円

第1項	医業費用	5,570,208千円
第2項	医業外費用	133,961千円
第3項	特別損失	30千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額120,775千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,084千円、過年度分損益勘定留保資金100,691千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	344,106千円
第1項	企業債	218,900千円
第2項	一般会計出資金	310千円
第3項	国庫補助金	10千円

第 4 項	県 費 補 助 金	1 0 千円
第 5 項	一般会計負担金	1 2 4 , 8 6 6 千円
第 6 項	固定資産売却代金	1 0 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	4 6 4 , 8 8 1 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2 2 0 , 9 2 8 千円
第 2 項	投 資	1 , 2 0 0 千円
第 3 項	企 業 債 償 還 金	2 4 2 , 7 5 3 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 増 改 築 事 業 費	8 3 , 4 0 0 千 円	証 書 入 借	年 4 . 0 0 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 場 合 に は、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借 入 先 の 融 資 条 件 に よ る。 た だ し、財 政 の 都 合 に よ り そ の 全 部 又 は 一 部 を 繰 上 償 還 す る こ と が で き る。
資 産 購 入 費	1 3 5 , 5 0 0 千 円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1 5 0 , 0 0 0 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3 , 1 7 7 , 0 1 6 千 円

(2) 交 際 費 1 0 0 千 円

(他会計からの補助金)

第 8 条 建設改良及び補助事業に対し国、県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病 院 群 輪 番 制 運 営 費 補 助 金	1 3 , 0 8 0 千円
(2) 小 児 救 急 医 療 支 援 事 業 費 補 助 金	1 8 , 4 7 1 千円
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1 , 2 0 0 千円
(4) 国 民 健 康 保 険 保 健 事 業 助 成 金	6 , 0 0 0 千円
(5) 新 人 看 護 職 員 研 修 事 業 補 助 金	4 9 5 千円
(6) 産 科 医 等 確 保 支 援 事 業 補 助 金	8 8 0 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、7 5 2 , 0 0 4 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 1 0 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	什 器 備 品	ウォッシャーディスインフェクター	1 式

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹